

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

I 背景

平成 27 年 6 月 1 日から 6 月 10 日にかけてブルガリア・ソフィアにて開催された第 38 回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更、南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の新規採択及び改正並びに新たに南極史跡記念物が指定された。

これを国内制度上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

II 概要

1. 南極特別保護地区の区域の新規指定及び変更（施行規則第 1 条関係）

3 つの南極特別保護地区（第 1、第 19、第 57）の区域を変更する。

2. 南極史跡記念物の新規指定（施行規則第 8 条関係）

2 つの南極史跡記念物を新規指定し、名称及び位置を規定する。

3. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第 12 条関係）

以下（1）～（6）の南極特別保護地区について、認められる活動要件を追加又は一部変更する。

（1）第 1 南極特別保護地区

- ・当該地区内での単発式ヘリコプター着陸可能地点の座標の訂正
- ・当該地区内での工作物設置目的として「管理活動」を追加
- ・当該地区内での野営実施箇所の座標の訂正

（2）第 2 南極特別保護地区

- ・当該地区内に設置する工作物に除去予定年月日を明記

（3）第 4 南極特別保護地区

- ・当該地区内に設置する工作物に除去予定年月日を明記

（4）第 6 南極特別保護地区

- ・航空機の飛行制限高度の変更

（5）第 48 南極特別保護地区

- ・当該地区内に設置する工作物に除去予定年月日を明記

（6）第 64 南極特別保護地区

- ・当該地区内での工作物設置可能期間の変更